

インターネットを利用した部落差別の解消をより一層推進します！！

県では、令和2年3月24日から「部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、部落差別の解消のための教育・啓発や、部落差別に関する相談への対応などに取り組んでいます。

しかしながら、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避するといった部落差別の書き込みなどがあり、県が把握したものについてはプロバイダに対して削除要請を行っていますが、削除されていないものもあります。

このような状況を踏まえ、インターネットを利用した部落差別の解消をより一層推進していくため、令和2年12月24日に条例を改正しました。

改正のポイント

❖ 特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定

プロバイダ自身が、インターネット上に投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除していただくことを求めています。

❖ インターネットを利用して部落差別を行った者に対する取組を明記

インターネットを利用して部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないこと及びインターネット上に投稿した情報を削除することを指導し、従わない場合には勧告を行います。

条例改正後の県の取組

- プロバイダが加盟する事業者団体に対し、各会員への条例の周知及び
 - ・ 情報により部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除すること、
 - ・ 情報により部落差別を行ってはいけない旨の広報活動 などインターネット上に投稿された部落差別の情報の拡散防止の取組を依頼しています。
- 市町村と連携し、インターネットを利用して部落差別を行った者に対して、部落差別を行わないこと及びインターネット上に投稿した情報を削除することを指導し、従わない場合には勧告を行います。
- インターネットを利用した部落差別の解消の推進を図るため、部落差別に関する理解を深めていただくための教育及び啓発を実施します。
- 部落差別に関する相談に応じます。

☑ チェック

- ・ 県民の皆さんは、インターネットを利用して部落差別は行わないなど、部落差別の解消のために取り組むようお願いいたします。
- ・ 事業者の皆さんは、自社の従業員の人権意識高揚を図るための研修などをお願いいたします。



🌻 お問い合わせ

◇ 条例について（県人権政策課）

☎ : 073-441-2561

FAX : 073-433-4540

◇ チェックリストについて（県人権施策推進課）

☎ : 073-441-2566

FAX : 073-433-4540

